

学校いじめ防止基本方針（概略版）

1. はじめに（基本方針制定の意義）

本校では、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、全ての生徒が安心して学習や活動に取り組める環境を整えるため、本方針を定めています。いじめは生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼす許されない行為です。

2. いじめ防止の基本理念

- ・学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように取り組む。
- ・全ての生徒がいじめを行わず、放置することがないよう理解を深める。
- ・いじめを受けた生徒の生命・心身の保護を最優先とする。
- ・家庭、地域、関係機関との連携の下に克服を目指す。

3. いじめの定義と判断基準

- ・定義: 生徒に対して、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的・物理的な影響を与える行為（ネット経由を含む）であり、対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。
- ・判断: いじめられた生徒の立場に立ち、表面的な形式で判断せず、本人が否定しても表情や様子を細かく観察して組織的に判断します。

いじめの態様例	具体例
心理的攻撃	冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる
社会的排除	仲間はずれ、集団による無視、席を離される
物理的攻撃	ぶつかる、叩く、蹴る、遊びを装った暴力
財産的侵害	金品をたかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられる
強要	嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをさせられる（万引き等）
ネット上のいじめ	SNSでの誹謗中傷、恥ずかしい情報の拡散、なりすまし
性的いじめ	性的な嫌がらせ、わいせつな画像を送られる

4. 重層的支援構造（4層構造）による対策

生徒指導提要に基づき、以下の4段階でいじめ対策を展開します。

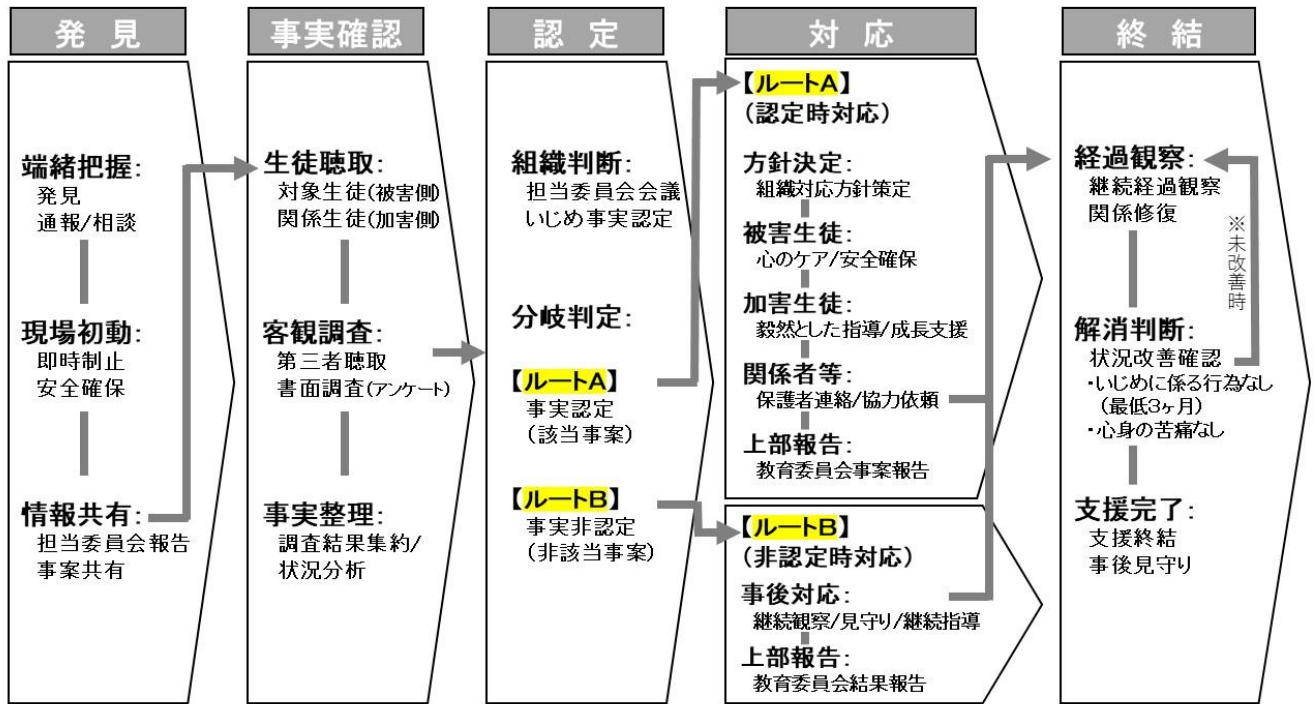
- ・第1層(発達支持): 全ての生徒を対象とした安心・安全な居場所づくりと絆づくり
- ・第2層(未然防止): 全ての生徒を対象としたいじめ防止教室、SOSの出し方教育、情報モラル教育
- ・第3層(早期発見): 一部の生徒を対象とした定期アンケートや面談による即応的支援
- ・第4層(困難課題対応): 特定の生徒を対象とした外部専門家を含むチームによる個別・継続的支援

5. いじめ事案への対応

事案を認知した場合、迅速に事実確認を行い、以下の対応を組織的に実施します。

- ・被害生徒への対応: 安全を確保し、徹底的に守り通す。寄り添う体制を構築する。
- ・加害生徒への対応: 事実確認の上、いじめは許されない行為であると自覚させる。毅然とした指導と共に、本人の問題解決と成長を支援する。
- ・観衆・傍観者への対応: 自分自身の問題として考えさせ、人権意識を育む指導を行う。
- ・保護者への対応: 事実関係を丁寧に説明し、協力・連携体制を整える。

6. いじめ事案への対応



7. いじめ防止プログラム (年間計画)

取り組み内容 / 月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
学校いじめ対策・人権委員会の取組	学校いじめ対策・人権委員会、校内研修	○					○				○		
	アンケートの計画・実施・対処			○	○			○	○		○	○	
	基本方針の見直し											○	○
生徒への取組	相談窓口の開設 (SC相談を含む)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	学校いじめ防止基本方針の周知	○											
	学校行事 (野外学習・歓迎球技大会等)	○	○									○	
	アンケートの実施・対処			○					○			○	
保護者への取組	個人面談				○				○			○	
	学校評価アンケート									○			
	学校いじめ防止基本方針の周知・連携依頼	○											
関係機関との連携	三者面談等		○									○	
	学校評価アンケート (保護者)									○			
	学校評議員会				○					○			○
	学校・警察・関係機関等との連携	必要に応じて連携を図る											

8. 重大事態への対処

(1) 重大事態発生について (法第 28 条)

以下の事態が疑われる場合は「重大事態」として、教育委員会へ報告し、調査組織を設置します。

- ① いじめにより、生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき (不登校、重大な傷害、精神疾患の発症等)。
- ② いじめにより、相当の期間 (年間 30 日、または一定期間の連続欠席) 学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

(2) 重大事態発生の報告と調査

- ① 教育委員会へ報告し、必要に応じて警察等の関係機関・専門家に援助を要請します。
- ② アンケートや面談を実施し、調査結果を関係者に報告します。

本校の学校いじめ防止基本方針の詳細版は、本校ホームページをご覧ください。

気になることがありましたら下記へ連絡ください。
 沖縄県立南部商業高等学校・やえせ高等支援学校
 電話：098-998-2401 / FAX：098-998-4697